

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

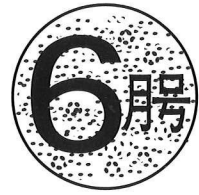
〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2024・6・10

法的措置も増加

▽JASRAC▽

音楽著作権料の徴収額が過去最高

作詞・作曲家に代わって音楽著作権料を徴収する日本音楽著作権協会（JASRAC）は、2023年度の音楽使用料の徴収額と分配額がいずれも過去最高になったと発表した。徴収額は約1371億6729万円（前年度比106.3%）、分配額は約1351億2644万円（前年度比107.5%）だった。

徴収額は2022年度から約81億4000万円増加。「インタラクティブ配信」（音楽のサブスクリプションなど）が約487億円（前年度比9.1%増）、演奏等（ライブ・コンサートなど）が約237億円（前年度比13.8%増）と好調だった。

音楽の違法利用に対する法的措置をみると、刑事1件（告訴1件）、民事1310件（仮処分3件、民事調停1282件、支払督促13件、その他12件）で、2022年度よりも計58件増加した。

重要経済安保情報を保護

▽政府▽

「セキュリティ・クリアランス」法が成立

国の安全保障上、重要な機密情報へのアクセスを国が信頼性を確認した人に限定する「セキュリティー・クリアランス（適性評価）」制度を創設する新法が参議院本会議で可決、成立した。公布から1年以内に施行される。

「セキュリティー・クリアランス（Security Clearance）」とは、秘密にすべき情報を扱う人に対して、その適格性を確認すること。今回成立した「セキュリティー・クリアランス法」（重要経済安保情報保護・活用法）は、情報が漏えいすると日本の安全保障に支障が生じるおそれがあるものを「重要経済安保情報」に指定し、これらの情報へのアクセスを民間企業の従業員も含め、国が信頼性を確認した人に限定するもの。対象者は、本人の同

意を得たうえで、犯罪歴や海外渡航歴、家族の国籍などが調査される。

重要経済安保情報には、防衛や外交、基幹インフラなど直接的に安全保障に関わる情報をはじめ、人工知能（AI）や量子技術など軍事転用が可能な先端技術情報など、経済安全保障全般に関する情報も指定対象となる。

発明者は人間に限られる

▽東京地裁▽

AIを発明者とした出願を認めず

人工知能（AI）を発明者とする新技術が特許として認められるかどうか争点となった訴訟で、東京地裁は、「発明者は人間に限られる」として、米国籍の出願者の請求を棄却する判決を言い渡した。

一方で、現行法の制定時にAIの発達が想定されていなかったとして、国民的議論により新たな制度設計をすることが相当だと言及した。

出願者はAIが自律的に発明した装置について、発明者の氏名を「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載して2020年に特許出願。特許庁は、「発明者は人間に限られる」として、自然人の氏名を記載するよう補正を命じたが、補正に応じなかったため、出願を却下した。原告はこの処分の取り消しを求めて訴えを起こしていた。

地裁判決では「発明は人間の創造的活動により生み出されるものと定義される」と指摘、「特許庁の出願の却下処分は適法であり、AIを発明者とする出願は現行法上認められない」とした。

一方、現行法の解釈では「AIがもたらす社会経済構造の変化を踏まえた確かな結論を導き得ない」と指摘したうえで、「立法論として検討を行い、できるだけ速やかに結論を得ることが期待されている」として、国会での議論を促した。

解説

進歩性の判断(相違点に関する容易想到性の論理付け)
知的財産高等裁判所 令和5年(行ケ)第10091号
特許取消決定取消請求事件
令和6年4月22日判決言渡

第1 事案の概要

原告は、発明の名称を「バリア性積層体、該バリア性積層体を備えるヒートシール性積層体および該ヒートシール性積層体を備える包装容器」とする特許第6902231号(本件特許)の特許権者である。本件特許に対する特許異議申立(異議2022-700021号事件)において、特許庁からの取消理由通知(決定の予告)に対して特許権者は特許請求の範囲の訂正(本件訂正)を請求した。特許庁は、本件訂正を認めた上で、訂正後の発明は、特開2009-154449号公報に記載されている発明(甲3発明)などに基づいて当業者が容易に発明できたもので進歩性が欠如する」として「特許第6902231号の請求項1ないし16に係る特許を取り消す。」との特許取消決定(本件決定)を下した。

特許権者が特許庁長官を被告として特許取消決定取消訴訟に臨み、知財高裁は特許庁の特許取消決定(本件決定)を取り消した。

本件決定で認定され、本件判決でも認められた甲3発明と、本件特許の特許請求の範囲の請求項1記載の発明(本件訂正後のもの)(本件発明1)との相違点は以下の通りである。

[相違点1-1]

「樹脂層」に関して、本件発明1のものは「延伸処理が施されて」いる「ポリプロピレン樹脂層」であるのに対して、甲3発明のものは「高分子フィルム基材」である点。

[相違点1-2]

本件発明1は、「前記ガスバリア性塗布膜の表面は、X線光電子分光法(XPS)により測定される珪素原子と炭素原子の比(Si/C)が、0.90以上1.60以下である」のに対して、甲3発明は「該有機無機ハイブリッドバリア層は、X線光電子分光分析法によるアトミックパーセントの分析において、炭素と酸素と珪素が、それぞれ15~50%、30~65%、5~30%の割合で存在することが確認される」点。

[相違点1-3]

本件発明1は、用途が「ボイルまたはレトルト用」であるのに対して、甲3発明は「食品等の包装材料として使用可能」なものである点。

第2 判決

- 1 特許庁が異議2022-700021号事件について令和5年7月7日にした決定を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

取消事由1(甲3発明に基づく本件発明1の進歩性の判断の誤り)について相違点の容易想到性についての判断の誤りについて

原告は、本件決定が相違点1-1から同1-3までを関連付けずに判断している点が誤りであると主張するところ、当裁判所は、相違点1-1はともかく、少なくとも相違点1-2と相違点1-3は一体として検討する必要があると判断する。その理由は、以下のとおりである。

本件発明の内容は、ポリプロピレンフィルムと蒸着膜との間に、密着性に優れた極性基を有する樹脂材料を含む表面コート層を備えることにより、層間の剥離を防止し、また、シランカップリング剤とともに用いられる場合も含め金属アルコキシドと水溶性高分子との樹脂組成物からなるバリアコート層を蒸着膜上に設けることで、蒸着膜のクラック発生をも防止し、さらには、ボイル又はレトルト処理が行われる場合であってもガスバリア性の低下の抑制が図られるように、バリアコート層表面の珪素原子と炭素原子との割合を特定の範囲にしたものであって、高いガスバリア性を有するボイル又はレトルト用バリア性積層体を提供するという技術的意義を有するといえる。そして、本件明細書によれば、珪素原子と炭素原子の比(Si/C)の上限は、バリア性積層体を屈曲させてもガスバリア性の低下を抑制できるといふ観点から定められ、下限は、バリア性積層体を加熱してもガスバリア性の低下を抑制できるといふ観点から定められているのであるから(【0076】、表5~表7)、ボイル又はレトルト用であるか否かに係る相違点1-3と、珪素原子と炭素原子の比の数値範囲に係る相違点1-2は、一体として検討されるべきものである。

以上を前提に、相違点1-2と相違点1-3に係る容易想到性につき一括し

て判断する。

甲4(特開2017-211082号公報)は、電気製品等の機器の消費エネルギーを削減するための真空断熱材用外包材等に関するもので、外包材により形成された袋体内に芯材を配置し、上記芯材が配置された袋体の内部を減圧して真空状態とし、上記袋体の端部を熱溶着して密封し、上記袋体内部を真空状態とすることにより、気体の対流が遮断されるため、真空断熱材は高い断熱性能を発揮することができるというものである(【0001】~【0003】)。

甲4記載事項は、第1フィルム(金属酸化物リン酸層付きフィルム。第1樹脂基材と金属酸化物リン酸層から成る。)、オーバーコート層付きフィルム(樹脂基板、無機層、オーバーコート層から成る。)、熱溶着可能なフィルムから構成される真空断熱材用外包材のうち、オーバーコート層付きフィルムの中のオーバーコート層及び無機層をもとに抽出されたものである。

本件決定は、甲3発明に、甲4記載事項のオーバーコート層における炭素原子に対する珪素原子の比率を適用するものである。

しかし、甲4記載事項は、前提とする積層構造が、甲3発明と異なる上、以下のとおり、甲4は、甲3発明とは技術分野が共通するものとはいえず、さらに、相違点1-3に係る構成(ボイル又はレトルト用)を開示又は示唆するものでもない。

すなわち、甲4は、高温高湿な環境においても長期間断熱性能を維持することができる真空断熱材用外包材等の提供を目的とするものであるが(【0008】)、高温多湿な「環境」を想定するにとどまり、物を入れて積極的に加熱殺菌処理をする行為であるレトルトやボイル(一例として、優先日前の公知文献である特開2007-137438号公報【乙4】では、レトルト処理について110℃~130℃位、圧力、1~3Kg/cm²・G位で約20~60分間程度の加熱加圧殺菌処理、ボイルについて90℃位で30分間位の加熱殺菌処理(【0002】)等が挙げられている。)を想定しているとはおよそ考えられず、実際、甲4には、レトルトやボイルを前提とする記載はない。

その上、甲3の【0044】には、「炭素の割合が50%より多い場合、バリア性が温度、湿度の影響を受け易く、15%より少ない場合、バリア性が悪くなり、膜質が脆くなる。」として、炭素が少なすぎると膜質が脆くなることが示唆されているのに対し、甲4の【0111】には、「オーバーコート層を構成する原子における、炭素原子に対する金属原子の比率(金属原子数/炭素原子数)は、0.1以上、2以下の範囲内であり、中でも0.5以上、1.9以下の範囲内、特に0.8以上、1.6以下の範囲内であることが好ましい。」という炭素原子に対する金属原子の比率(金属原子数/炭素原子数)を示す記載に引き続いて、「比率が上記範囲に満たないと、オーバーコート層の脆性が大きくなり、得られるオーバーコート層の耐水性および耐候性等が低下する場合がある。一方、比率が上記範囲を超えると、得られるオーバーコート層のガスバリア性が低下する場合がある。」として、金属原子に対して炭素原子の数が過剰に多くなるとオーバーコート層の脆性が大きくなって、ガスバリア性の低下につながる旨の記載があるところ、これは、甲3の【0044】の記載と正反対の内容である。

そうすると、当業者において、甲3発明の食品包装材料についてボイル又はレトルト用途とすることを想起したとしても、甲4におけるオーバーコート層を構成する原子における金属原子の比率は加熱によってもガスバリア性が維持されるかどうかとは関わりのないものであること、甲4には、炭素原子と金属原子の比率と、膜質の脆性について、甲3と正反対の記載があることに鑑みても、甲3発明とは技術分野も積層構造も異なる真空断熱材用外包材に関する甲4の積層体の中から、オーバーコート層付きフィルムの中のオーバーコート層及び無機層に関する記載に着目した上、オーバーコート層における炭素原子に対する金属原子の比率(金属原子数/炭素原子数)を参酌して、甲3発明に適用する動機付けを導くには無理があるといふほかなく、本件決定の判断には誤りがある。

以上によれば、相違点1-1の容易想到性及び顕著な作用効果について判断するまでもなく、本件発明1は甲3発明に基づいて容易に発明することができるとはいえないから、取消事由1には理由がある。

第4 考察

進歩性の判断では、審査対象の発明と主引用発明との間の相違点に關し、当業者が請求項に係る発明に容易に到達する論理付けができるか否かが検討・判断される。特許庁では、論理付けができるとして進歩性欠如とした特許取消決定が知財高裁で取り消された。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。 以上

生成AIのデータ学習 原則、知財規制の対象外

■内閣府検討会が中間取りまとめ■

内閣府は、AI（人工知能）と知的財産権保護のあり方を議論する「AI時代の知的財産権検討会」の中間とりまとめを公表した。著作権以外の知的財産権についてAIに学習させる段階は原則、規制の対象外と明記した。2024年度の知的財産推進計画に反映させる方針だ。

生成AIと著作権以外の意匠権、商標権、不正競争防止法などの知的財産権との関係を整理した。AIによる学習段階は、原則として許諾不要とした。

AIに関する技術開発の保護に軸足を置き、法律・技術・契約が相互補完関係となり、技術的な措置や契約による対価還元等の組み合わせで権利者を守る考えを示した。

中間とりまとめでは、データ入力などの学習段階と、画像、音声、文章などを出力する生成・利用段階にわけて考え方をまとめた。意匠法や商標法、不正競争防止法において、学習段階は原則規

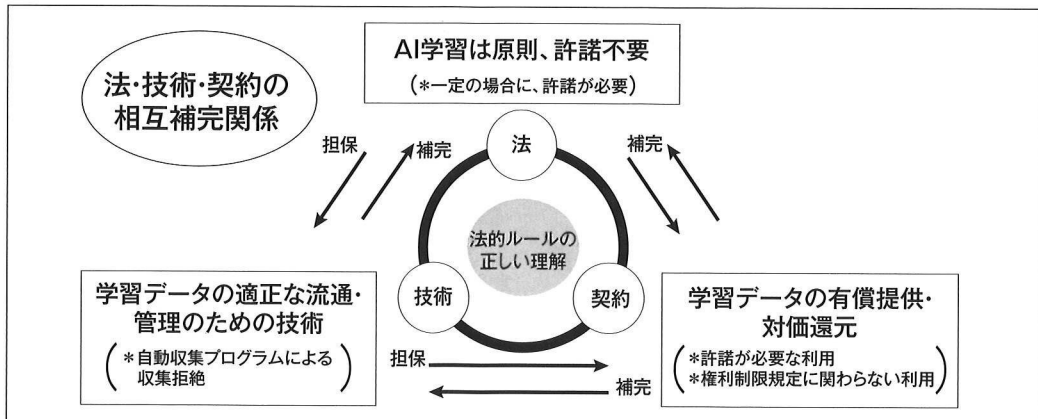
制の対象外になると明記した。従来の考え方を適用し、他の意匠や商標に似ているかどうか権利侵害の判断になるとした。

著作権は文化庁の小委員会が、AIによる文章や画像などのデータ学習が著作権侵害に当たる場合もあるとした議論を踏まえた。著作物も原則、許諾なく学習できるとし、著作権においても従来の解釈通り、元の作品と似ているか、元の作品に接して真似たかといった視点で判断するとした。

一方、営業秘密データを不正に取得して学習するようなケースは不正競争防止法の規制対象になり得るとした。

■AI創作物も発明者は人間■

また、AIを活用した創作物について「人間を発明者とすべき」との見解も示した。創作にAIを活用する事例は増えているが、AI自身が、人間の関与を離れ、自立的に創作活動を行っている事実は確認できないと指摘。現時点では、人間の発明や創作を支援するために利用されることが一般的であり、補助的な役割にとどまっていると判断した。そのうえで、「発明の特徴的部分の完成に創作的に関与した人間を発明者と認定すべきだ」と明記した。



出典：「AI時代の知的財産権検討会・中間とりまとめ」

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

全固体電池分野、日本が強み 国際展開発明件数で世界1位

■令和5年度分野別特許出願技術動向調査■

特許庁は、令和5年度分野別特許出願技術動向調査の結果を発表した。同調査は、今後、市場創出・拡大が見込まれる最先端の技術テーマを毎年選定しているもので、今回は「全固体電池」「量子計算機関連技術」「パッシブZEH・ZEB」「ドローン」「ヘルスケアインフォマティクス」の技術動向について調査した。

このうち、全固体電池についてみると、2013年から2021年までの国際展開発明件数（複数の国・地域へ出願された発明、欧州特許庁へ出願された発明又は特許協力条約に基づく国際出願（PCT出願）された発明数の比率）は、日本国籍が48.6%で首位となっ

ており、次いで韓国籍が17.6%、米国籍が12.9%、欧州籍が11.9%、中国籍が5.8%、台湾籍が1.2%、カナダ籍が1.0%と続いていることが分かった。

また、出願人別の国際展開発明件数ランキングでは、1位のパナソニック、2位のトヨタ自動車をはじめ、上位20者中14者が日本国籍出願人であり、全体として日本が強みを有していることが分かった。

●全固体電池の国際展開発明件数の比率●

日本	2,645件	48.6%
韓国	958件	17.6%
米国	699件	12.9%
欧州	649件	11.9%
中国	313件	5.8%
その他	174件	3.2%

審 決 紹 介

本願商標(別掲1)は、商標法第4条第1項第1号に該当する、と判断された事例(不服2022-650055、令和5年9月14日審決)

1 本頁商標及び手続の経緯

本願商標は、別掲1のとおり構成よりなり、第5類、第29類、第30類、第31類及び第40類に属する日本国を指定する国際登録において指定された商品及び役務を指定商品及び指定役務として、2020年1月28日にスイス連邦においてした商標登録出願に基づいてパリ条約第4条による優先権を主張し、2020年(令和2年)3月2日に国際商標登録出願されたものである。

別掲1 本願商標 (色彩は原本参照) 別掲2 スイス国旗 (色彩は原本参照)



本願は、2021年(令和3年)8月11日付けで暫定的拒絶通報が通知され、同年11月24日付けで意見書及び手続補正書が提出されたが、同4年3月30日付けで拒絶査定がされたものである。

これに対して、令和4年6月30日に拒絶査定不服審判の請求がされたものである。

本願の指定商品及び指定役務については、原審における上記手続補正書にて、第5類が削除され、第29類「Meat, fish, poultry and game; meat extracts; preserved, frozen, dried and cooked fruits and vegetables」、第30類「Coffee, tea, cocoa and coffee substitutes」他、第31類「Barley; grains [cereals]; plant seeds」他及び第40類「Cloth treating; leather staining」他(※各区分の指定商品はいずれも一部のみを記載)に補正されたものである。

2 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、その構成中にスイス連邦の国旗(以下「スイス国旗」という。)と同一又は類似の図形を顯著に有しているものであること、同国の国旗と同一又は類似の商標であるから、商標法第4条第1項第1号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

(1) 商標法第4条第1項第1号該当性について

本願商標は、別掲1のとおり、山脈を描いたシニエツト図形(以下「上部図形部分」という。)と、その下に、水平方向に表した直線を介して、「nutri」の欧文字(以下「文字部分」という。)、その右側に、上辺及び下辺が波形状に描かれた赤色の略四角形の中央に白色の幅広の十字を有する図形(以下「下部図形部分」という。)を配した構成からなるものである。

そして、本願商標を構成する上部図形部分、直線、文字部分及び下部図形部分は、構成態様異なること、重なり合うことなく間隔を設けて配置されていること、赤色と黒色とで色彩が相違することなどから、それぞれが視覚上、明確に分離して看取されるものである。

また、本願商標の構成中、下部図形部分は、他の構成部分がいずれも黒色で表されている中、唯一赤色で表されているため、特に看者の目を引く部分であるといえる。

そうすると、本願商標の構成中、下部図形部分は、他の構成部分から独立して、認識され、把握されるものとみるのが相当である。

そして、下部図形部分は、赤色の略四角形の上辺及び下辺が波状に描かれており、その中央に表された白色の幅広の十字も、略四角形の波状に合わせたように描かれている。してみると、下部図形部分は、別掲2に示すスイス国旗が風になびいている様を表したものと認識され、把握されるものとみるのが相当である。

以上のとおり、本願商標の構成中、特に看者の目を引き、独立して認識、把握される下部図形部分が、スイス国旗が風になびいている様を表したものと認識、把握されるものであるから、本願商標は、スイス国旗と類似の商標といわなければならない。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第1号に該当する。

(2) 請求人の主張について

ア 請求人は、本願商標の下部図形部分は、全体に占める面積比が小さく、また、折った屏風形状であり、白十字部分も垂んでいるから、赤い図形部分の形状もスイス国旗とは全くその構成を異にする旨主張する。

しかしながら、上記(1)のとおり、下部図形部分は、本願商標において、特に看者の目を引き、独立して認識、把握されるものであり、スイス国旗が風になびいている様を表したものと認識、把握されるものであるから、本願商標は、スイス国旗と類

似の商標といふべきである。

イ 請求人は、スイス連邦特許庁の書簡の写しを提出し、日本特許庁が、スイス原産由来である指定商品・役務について、本願商標を登録することを、スイス国が認めている旨主張する。

しかしながら、本願商標が商標法第4条第1項第1号に該当することは上記(1)のとおりであるから、たとえ、請求人の主張する上記事情があるとしても、そのことによつて、上記(1)の判断が左右されるものではない。

ウ 請求人は、外国の国旗を含む構成からなる商標の過去の審決、判決例を挙げて、本願商標も登録されるべきである旨主張しているが、請求人の挙げる過去の審決、判決例は、本願商標とは、構成文字や構成態様等が異なるものであって、かつ、具体的事案の判断においては、過去の審決例等に拘束されることなく、当該商標登録出願の査定時又は審決時において、当該商標の構成態様と取引の実情に応じて個別に判断されるべきであるから、これらの事例の存在によつて、上記(1)の認定判断が左右されるものではない。

エ したがって、上記請求人の主張は、いずれも採用することができない。

(3) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第1号に該当するから、これを登録することはできない。

よつて、結論のとおり審決する。

本願商標(別掲)は、商標法第3条第1項第6号に該当しない、と判断された事例(不服2023-000090、令和6年3月11日審決)

1 手続の経緯

本願は、令和3年5月12日に登録出願された商願2021-57385に係る商標法第10条第1項の規定による商標登録出願として、令和4年3月30日に登録出願されたものであって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和4年 5月6日付け: 拒絶理由通知書

令和4年 6月27日受付: 意見書

令和4年 9月30日付け: 拒絶査定

令和5年 1月5日受付: 審判請求書

2 本願商標

本願商標は、別掲1のとおり構成よりなり、第39類に属する別掲2(※記載省略)に記載のとおり役務を指定役務として登録出願されたものである。

3 原査定の拒絶の理由の要旨

本願商標は、「コミ☆タク」の文字を普通に用いられる方法で表してなること、輸送に関する分野において、「コミク」の語が、「乗合タクシー」ほどの意味合いを有する「コミュニティタクシー」の略語として使用されている実情が見受けられることから、「コミ」及び「タク」の文字を、「☆」の図形を介して結合させたに過ぎない本願商標は、「コミュニティタクシー(乗合タクシー)」ほどの意味合いを容易に理解させるものである。

そうすると、本願商標を本願の指定役務に使用しても、これに接する取引者、需要者は、「コミュニティタクシー(乗合タクシー)」に関する役務であることを理解することとなり、本願商標は、何人かの業態に係る役務であることを認識することができないうべきである。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当する。

3 当審の判断

本願商標は、別掲1のとおり、「コミ」及び「タク」の文字を星形の図形を介して表してなる特徴を有するものである。

そして、輸送に関する分野において、「コミク」の語が、「乗合タクシー」ほどの意味合いを有する「コミュニティタクシー」の略語として使用されている例があるとしても、本願商標の「コミ」及び「タク」の文字を星形の図形を介して表してなる特徴を有する構成態様からは、前記の意味合いを直ちに理解、把握させるとはいえないものである。

そうすると、別掲1のとおり構成からなる本願商標にあっては、星形の図形も含めたその構成全体の特徴からして、自他役務を識別する機能を果たし得るものとみるのが相当である。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よつて、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和39(1964)年	商標登録第 657232号～第 659985号の2
49(1974)年	商標登録第1094341号の2～第1097971号
59(1984)年	商標登録第1727309号～第1733387号
平成6(1994)年	商標登録第2698802号～第2700595号
平成6(1994)年	商標登録第3008589号～第3011799号
平成16(2004)年	商標登録第3371461号
平成16(2004)年	商標登録第4814816号～第4821687号
平成26(2014)年	商標登録第5715544号～第5722711号

各年の11月1日～11月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっております。存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければならない特許庁審査官による審査を受けることができます。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和3年7月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは6月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
令和6年3月分	33,845	14,246
前 年 比	94%	88%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。